

## 鶴寿園訪問介護事業所重要事項説明書

(指定訪問介護事業所／介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業)

### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 野田みどり会
- (2) 法人所在地 千葉県野田市鶴奉270番地の5
- (3) 電話番号 04-7121-2131
- (4) 代表者氏名 理事長 遠山 康雄
- (5) 定款に定めた事業 ①特別養護老人ホームの経営  
②複合老人ホーム野田市楽寿園  
(養護老人ホーム・特別養護老人ホーム)の受託経営  
③老人デイサービス事業の経営  
④野田市岩木小学校老人デイサービスセンターの受託経営  
⑤老人短期入所事業の経営  
⑥老人居宅介護事業の経営  
⑦障がい者福祉サービス事業の経営  
⑧相談支援事業の経営
- (6) 施設・拠点等
- |           |     |
|-----------|-----|
| 特別養護老人ホーム | 3か所 |
| 短期入所生活介護  | 2か所 |
| 通所介護      | 2か所 |
| 訪問介護      | 1か所 |
| 居宅介護支援    | 1か所 |
| 養護老人ホーム   | 1か所 |
| 地域包括支援    | 1か所 |
| 共同生活援助    | 1か所 |
| 短期入所      | 2か所 |
| 一時支援      | 2か所 |
| 相談支援      | 1か所 |
| 就労継続支援B   | 1か所 |
| 生活介護      | 1か所 |

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所(千葉県 第 1271300152号)
- (2) 事業所の名称 鶴寿園訪問介護事業所
- (3) 事業所の所在地 千葉県野田市鶴奉270番地の5
- (4) 電話番号 04-7121-1295
- (5) 責任者 管理者
- (6) 当事業所の運営方針 介護保険制度に基づく「訪問介護事業所運営規程」を遵守し、かつ野田市老人保健福祉計画に基づき、「住み慣れた、自然豊かな野田において、安心でき、生きがいをもって生活できるように、一貫性のある保健福祉サービスを総合的に提供すること。」を基本理念に事業を展開するなかで、質の良いサービスの提供に努力する方針です。

### 3. 事業実施地域及び営業日時

- (1) 通常の事業の実施地域 野田市全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日・受付時間	月～金	8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～日	8時00分～18時00分
休日	土曜日 日曜日	年末年始 12月30日～1月3日

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の各種の職員を配置しています。

〈職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置人数	職務内容
1. 管理者	1名	責任者として事業所を管理します。
2. サービス提供責任者	1名以上	利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
3. 訪問介護員	1.5名以上(常勤換算)	利用者の日常生活のお世話をいたします。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、「利用料金が介護保険の適用を受けられる場合」と「利用料金の全額を利用者にご負担していただく場合」があります。

### (1) 当事業所が提供する基準介護サービス

#### 〔サービスの概要〕

- ①身体介護（入浴・排せつ・食事等の介護を行います。）
  - ・入浴介助 入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）など行います。
  - ・排せつ介助 排せつの介助、おむつ交換を行います。
  - ・食事介助 食事の介助を行います。
  - ・体位変換 体位の変換を行います。
  - ・通院介助 通院の介助を行います。（ヘルパーの車での送迎は行いません。）
- ②生活援助調理（洗濯・掃除・買い物等日常生活上のサービスを行います。）
  - ・調理 利用者の食事の用意を行います。
  - ・洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。
  - ・掃除 利用者の居室の掃除を行います。
  - ・買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。

#### 〔サービス利用料金〕（契約書第9条参照）

- ①事業者は、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額をお支払いいただきます。
- ②法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにします。

### (2) 介護保険の適用とならないサービス（契約書第5条参照）

別紙サービス利用基本料金表に基づき、全額がご利用者の負担となります。

#### 〔サービスの概要〕

#### ①交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

- ・事業所から、片道おおむね20km未満 400円
- ・事業所から、片道おおむね30km未満 600円

### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第9条参照）

- ①毎月、20日までに前月分の請求書を発行いたします。請求のあった月の末日までにお支払いください。お支払い確認後に、領収書を発行いたします。
- ②お支払い方法は、銀行等指定口座からの引き落としの方法とさせていただきますが、「銀行振込」・「現金支払い」等をご希望の方はご契約の際にお申し出ください。

### (4) 利用の中止、変更、追加（契約書第10条参照）

- ①利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- ②サービス提供日の前日までに通知することなく、利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
サービス提供予定時間を過ぎても申し出がなかった場合	利用料金の50%(自己負担相当額)

- ③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、又、他の利用可能日時を契約者に提示し協議します。

## 6. 契約を終了する場合

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービス

を利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、利用者との契約を終了することとなります。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から契約終了の申し出があった場合
- ⑦事業者から契約終了の申し出があった場合

#### (1) 利用者からの契約終了の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から当事業所へ契約終了を申し出ることができます。その場合には、終了を希望する7日までに申し出てください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、契約を終了することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が連続して3ヶ月を超えて介護保険施設又は病院等に入所もしくは入院すると見込まれる場合、もしくは入所・入院した場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者のご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### (2) 事業者からの申し出により契約を終了する場合

以下の事項に該当する場合には、当事業所との契約を終了していただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者による、サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告にもかかわらず30日以内に支払わない場合（この場合、1ヶ月の予告期間をおいて文書にて通知いたします。）
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者が連続して3ヶ月を超えて介護保険施設又は病院等に入所もしくは入院すると見込まれる場合、もしくは入所・入院した場合

## 7. 苦情の受付について

○当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情担当窓口 担当者： 管理者

苦情解決責任者 責任者： 高齢者支援事業部長 電話： 04-7124-4613

○当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

市町村： 野田市役所高齢者支援課 電話： 04-7125-1111

## 8. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

### (2) 訪問介護員の交替

- ①選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。
- ②事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。ただし、訪問介護員を交替する場合は利用者及びその代理人等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### (3) サービス実施時の留意事項

- ①利用者は、定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
- ②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあた

って利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③訪問介護サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む。）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

#### (4) 訪問介護員の禁止行為

①医療行為については一部のサービスを除き提供することができません。

(医療行為としてサービス提供ができないもの)

褥瘡の処置（ガーゼ交換も含む）、酸素吸入、経管栄養（胃ろう、鼻管など）、インシュリンの投与、点滴の抜針、口腔内のかきだし、食事療法の指導、導尿、排痰ケア、膀胱洗浄、気管カニューレの交換、気管切開患者の管理指導

(サービス提供可能なもの)

検温(電子体温計使用)、やけど・切り傷等の処置(専門的な判断や技術を必要としない処置)、血圧測定(電子血圧計使用)、動脈血酸素飽和度測定、つめ切り、耳掃除、人工肛門の処置、カテーテルの管理(カテーテルの準備等)、医師から処方された薬剤の対応(浣腸剤の使用、軟膏の塗布(褥瘡処置除く)、湿布の貼付、点眼薬の使用、内服薬の与薬、座薬の使用、鼻腔粘膜への薬剤噴霧)

②利用者もしくはその代理人等からの金銭又は高価な物品の授受

③利用者の代理人等に対する訪問介護サービスの提供

④訪問の際の喫煙、飲酒

⑤ご契約者もしくはそのご家族等に対する訪問介護サービスの提供。対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥ご契約者もしくはそのご家族に通帳やキャッシュカード、貴重品等をお預かりすること

⑦ご契約者に保証人になってもらうこと

⑧ご契約者及びご家族との間で個人的な契約を交わすこと、及び個人的なお付き合いをすること

⑨業務上必要のないプライバシーに立ち入ること

#### (5) ご利用いただけない生活援助サービスについて

①草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話

②ご契約者以外の方のための洗濯、調理、買い物、布団干し等

③指定以外のお部屋の掃除

④来客者の応接（お茶、食事の手配）

⑤家具、電気機器の移動、修繕、模様替え、大掃除

⑥室内外家屋の修理、ペンキ塗り、植木等の園芸

⑦正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理

⑧窓ガラス磨き、床のワックスがけ

⑨自家用車の洗車、掃除

⑩預金・貯金の引き出しや預け入れ

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 千葉県野田市鶴奉 270 番地の 5  
名称 社会福祉法人野田みどり会  
鶴寿園訪問介護事業所

説明者 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ 印